

# オトリブオンラインレッスンサービス規約

ご契約前に必ずお目をお通し下さい

本規約はお客様がオトリブオンラインレッスンサービスをご利用される場合に適用されます

## ●第1条（委託と受託）

株式会社オトリブ（以下オトリブという。）はお客様からのオトリブオンラインレッスンサービスの委託を受けて、オトリブに所属する音楽講師（以下講師という。）をして、これをお受けします。

## ●第2条（目的）

オトリブオンラインレッスンサービス（以下サービスという。）は、オトリブ指定の研修を受けた講師が、お客様のご希望に応じた音楽レッスンを提供することを目的とします。

## ●第3条（運営）

サービスの運営・管理はオトリブが行います。

## ●第4条（会員資格）

- 1-オトリブが提供するサービスを受けるためにはオトリブの会員であることを要件とします。
- 2-会員資格は入会申込者に付与されるもので、貸与、譲渡はできません。

## ●第5条（入会）

- 1-オトリブ所定の入会手続を完了されたお客様を会員として登録します。
- 2-音楽レッスン内容に応じてサービスに係るWEBサイトに記載の入会金をお支払いいただきます。
- 3-一旦納入された入会金はいかなる理由があっても返金されないものとします。
- 4-次の場合は、入会をお断りする場合があります。
  - ①オトリブ及び講師との必要な意思疎通が困難と思われる場合。
  - ②地域、環境等の理由でレッスンの実施が困難と思われる場合。
  - ③反社会的勢力に関与していると認められる場合。
  - ④その他の理由でサービスを行うことが困難な場合。

## ●第6条（サービス内容）

- 1-サービスの内容についてはサービスに係るWEBサイトに記載のとおりです。
- 2-レッスンは、オンラインの方法で行うものとします。レッスンの方法については、オトリブ所定の方法によるものとします。

## ●第7条（マイページ及びレッスンルーム）

- 1-会員は、その登録期間中、オトリブの提供する会員各人の専用のマイページ（以下「マイページ」という。）を閲覧・利用することができます。
- 2-会員は、その登録期間中、オトリブが提供する教材、レベル、レッスン予定に関する情報等を掲載した会員各人の専用ページ（以下「レッスンルーム」という。）を閲覧・利用することができます。
- 3-マイページ及びレッスンルームは、メンテナンスその他の事情により閲覧・利用ができなくなる場合があります。
- 4-マイページ及びレッスンルームは、退会後3ヶ月を経過した後は閲覧・利用することはできません。退会以外の理由による会員資格の喪失があった場合も同様とします。
- 5-前2項又はその他の理由により会員がマイページ又はレッスンルームを閲覧・利用できなかったことに伴う損害の発生について、オトリブの故意又は重過失による場合を除き、オトリブは一切の責任を負いません。

## ●第8条（休会）

休会される場合は、原則として休会希望月の前月5日までにオトリブ所定の方法にて休会届けを提出の上、未納金がある場合はこれを完納して頂きます。返金の必要がある場合は、オトリブ所定の方法にて返金致します。尚、休会期間は休会ご希望日より最長1年間有効です。期間を過ぎて再開がないようでしたら自動的に登録解除となります。

## ●第9条（退会）

- 1-退会される場合は、原則として退会希望月の前月5日までにオトリブ所定の方法にて退会届けを提出の上、未納金がある場合はこれを完納して頂きます。
- 2-退会時点で未消化のレッスン（振替レッスンを含みます。）が残っている場合においても、当該レッスン分の返金はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

## ●第10条（申込の撤回）

オトリブにおいてお客様からのサービスのお申込を受け付けた後は、サービスの申込みの撤回及び契約の解除はできませんので予めご了承ください。

## ●第11条（直接取引の禁止等）

会員は、講師との間で直接、レッスンの受講その他の取引及び契約を行ってはならず、また、オトリブが認めた方法以外の方法で講師と直接連絡してはならないものとします。もしこれが発覚した場合、会員はオトリブに対して直前月の月額の利用料金に12を乗じた金額を違約金として支払うものとします。

## ●第12条（契約の解除）

- 次の場合は、オトリブは会員とのサービス契約を解除することができるものとします。
- 1-第18条（利用料金の不払い）に該当した場合。
  - 2-本規約の条項に違反し、その治癒を求めているにもかかわらず会員が応じない場合。
  - 3-反社会的勢力に関与していることが判明した場合。
  - 4-講師との直接取引が判明した場合。
  - 5-オトリブ若しくはサービスの信用を著しく傷つけ、又は運営を妨害した場合。
  - 6-その他の理由でオトリブが会員の登録を継続することが困難と判断した場合。

## ●第13条（更新）

契約終了前月5日までに会員からの休会、退会の申し出がない場合には、自動更新となります。但し、更新時に会員が第12条に該当すると認められた場合にはオトリブは理由を提示せずして更新を拒否できるものとします。

## ●第14条（連絡先等の変更）

会員はオトリブ所定の入会申込フォームに入力した事項に変更が生じた時は、速やかに申し出るものとします。未変更に伴う損害の発生についてオトリブは一切の責任を負わず、これによりオトリブに損害が発生した場合には会員はこれを補償するものとします。

## ●第15条（利用回数）

- 1-レッスンの1か月あたりの利用回数は、会員が選択したコースの内容に応じて異なるものとし、その具体的な利用回数については、サービスに係るWEBサイトに記載のとおりとします。
- 2-ベーシックコースにおいて、所定の回数を超過してレッスンの受講を希望する場合には、当該超過分のレッスンは、単発レッスンとして、別途オトリブが定める料金を支払うことにより受講することができるものとします。
- 3-会員が選択したコースにおいて、当月分のレッスン回数を所定の期日までに消化できなかった場合は未消化となり、その場合でも次条に定める契約分の利用料金はお支払い頂きます。

## ●第16条（料金）

- 1-レッスンのご利用料金については、サービスに係るWEBサイトに記載の金額によります。
- 2-オトリブが入会前のお客様に提供することのある「体験レッスン」「ZOOMテスト」その他の体験サービスのご利用料金についても、キャンペーン実施時以外はいかなる場合も有料であり、サービスに係るWEBサイトに記載の金額によります。
- 3-レッスンにおいては、オトリブが指定した教材を使用するものとします。当該教材に係る費用は、レッスンのご利用料金に含まれるものとします。

4-前項の規定にかかわらず、会員の進度や状況により、別途オトリブが指定する教材を会員のご負担にてご用意頂く場合がございます。この場合の教材費の支払方法につきましては、オトリブが指定した方法によります。

#### ●第17条（利用料金の支払い）

会員の料金の支払方法につきましては、サービスに係るWEBサイトに記載してあります。

#### ●第18条（利用料金の不払い）

- 1-会員はサービスに係るWEBサイトに記載の期限までに利用料金を支払うものとします。
- 2-会員が利用料金の支払を滞納した場合は、滞納期間に応じて年率1割の延長損害金をお支払い頂きます。

#### ●第19条（サービスの提供時間）

サービスのご利用日時は、会員と講師との間で決定するものとします。

#### ●第20条（レッスン受講規定）

- 1-【振替レッスンについて】講師側理由（体調不良・スケジュール調整の不備・オンラインレッスン環境の不備等）により、レッスンが休講になった場合、振替レッスンとしてその時間分を提供します。会員のご都合にて予定のレッスンが行えない場合、レッスン開始の24時間前までの変更につきましては振替レッスンを行います。
- 2-【振替サービスレッスン提供期間について】振替レッスンの提供期間は、欠席したレッスンの実施予定日が属する月から3か月以内とします。当該期間内に振替レッスンを受講しなかった場合、当該振替レッスンは当然に失効するものとします。
- 3-【当日キャンセル】会員側理由（体調不良・スケジュール調整の不備・オンラインレッスン環境の不備等）により、レッスンが当日キャンセル（レッスン開始の24時間前を過ぎてのキャンセルを含む）となった場合、レッスン1回分消化となり振替レッスンは行いません。当日キャンセルになったレッスン時間分の料金はお支払い頂きます。
- 4-【受講確認について】レッスンご予定日後、レッスンの受講確認のためにオトリブより受講確認のメールを送信しますので、メール受信から3日以内に回答してください。上記期間内にご回答いただけない場合、当該レッスンを受講したものとみなし、当該レッスンの料金をお支払いいただきます。
- 5-【レッスンの撮影・録画について】会員によるレッスン中の撮影、録音、録画（動画・静止画を含む）は、オトリブが許可した場合を除き、原則として禁止といたします。なお、サービス品質向上および講師育成を目的として、オトリブがレッスンの録画・録音を行う場合や、講師・スタッフがレッスンを見学する場合があります。また、見学会や研修等へのご協力をお願いする場合があります。録画データはオトリブが責任をもって管理し、許可なく外部への提供はいたしません。
- 6-【保護者の同席について】安全管理の観点から、18歳未満のお子様については、以下の通り保護者の同席をお願いしております。
  - ・10歳未満のお子様については、保護者の同席は必須となります。
  - ・10歳以上18歳未満のお子様については、原則として保護者の同席をお願いしておりますが、保護者のご判断でお子様だけでレッスンを受講いただくことも可能です。お子様のみで受講される場合は、事前にメッセージ機能を用いて講師へその旨をご連絡ください。なお、お子様のみでの受講に伴い発生したトラブルにつきましては、オトリブの故意又は重過失によるものを除き、オトリブは責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 7-【デジタル教材について】オトリブが提供するデジタル教材は、受講者ご本人の練習目的に限り、利用および印刷いただくことが可能です。当該利用目的の範囲を超えた使用、第三者への配布、転載、複製・転用・商用利用等（教材に付随するURL、パスワード、ログイン情報等を第三者へ共有、貸与、開示する行為を含みます。）を禁止します。

#### ●第21条（講師のレッスン）

- 1-オトリブは会員の希望する条件に合致した講師がレッスンをできるように努力します。但し、講師の人数、時間帯その他の理由によりご要望に添えない場合があります。

2-オトリブはレッスンをを行う講師が決まり次第、直ちに会員に講師の氏名及び必要な情報を電子メールにて通知致します。

3-オトリブはレッスンをを行う講師に支障が生じた場合には、直ちにこれを会員に通知し、相談の上、代わりの講師が行えるよう努力します。

4-体験レッスンを実施した場合であっても、講師側の都合により、当該講師がレッスンを担当できない場合がございます。その場合、オトリブは会員の希望する条件に合致した講師がレッスンをできるよう努めます。

#### ●第22条（指導コースの変更・レベルアップ）

- 1-指導コースの変更要請は、変更希望月の前月5日までにオトリブへご連絡下さい。
- 2-講師からの申告により会員の指導レベルが変更する場合は、事前にオトリブよりご連絡し、利用料金等の変更が生じる場合には、利用料金等の変更を行うものとします。

#### ●第23条（サービスの拒否）

次の場合はサービスの提供をお断りする場合があります。

- 1-時間的余裕がない場合、地域によって環境の整備ができない場合。
- 2-伝染又は感染する恐れのある病気、あるいは健康状態に際立った異常がある場合。
- 3-その他、予約されている場合でもサービスに支障をきたす場合。

#### ●第24条（機材の調達について）

会員はレッスンの受講に必要なデバイス、インターネット環境を用意するものとし、これに伴い生じる機器の購入費用、通信費等の費用は会員にてご負担頂きます。

#### ●第25条（免責事項）

- 1-オトリブは、講師が会員に与えた損害について、オトリブの故意又は重過失によるものを除き、損害賠償責任を負いません。また、講師との物品（楽譜等を含む）の貸借における破損、紛失等に関して、オトリブの故意又は重過失によるものを除き、オトリブは一切の責任を負いかねます。
- 2-オトリブは、ソフトウェアの不具合、インターネット環境の不具合、これらに起因して会員に生じた損害について、オトリブの故意又は重過失によるものを除き、損害賠償責任を負いません。

#### ●第26条（オトリブの営業時間）

オトリブ事務所の営業時間は、月曜日から金曜日までの9:30から18:00までとします。土曜日、日曜日、日本の祝日及び年末年始（年により変更あり）、臨時休業日（事前にご連絡）は事務所の営業を休業とします。

#### ●第27条（サービスの日時表示）

- 1-本規約及びサービスにおいて、利用開始日等の日時は、全て日本時間によるものとします。
- 2-本規約及びサービスにおける日時の計算は、全て日本時間を基準とします。

#### ●第28条（規約の変更）

- 1-オトリブは、本規約を変更しようとする場合、サービスに係るWEBサイトに掲載する方法等により、予め会員に対して、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び本規約変更の効力発生日を告知するものとします。会員は本規約の変更後もサービスを利用し続けることにより、変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 2-本規約に定めのない事項、及び業務遂行上必要な細則・利用規定等は別途オトリブがこれを定めます。

#### ●第29条（個人情報の保護）

会員の個人情報は、オトリブのWEBサイトに掲載しているプライバシーポリシーに従って適切に管理いたします。

#### ●第30条（準拠法・管轄）

- 1-本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2-会員及びオトリブは、本規約その他サービスに関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす

ることに合意します。

●第 31 条（誠実協議）

会員及びオトリブは、本規約の解釈について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則をもって協議のうえ、その解決に努めるものとします。

2026 年 1 月 制定

株式会社オトリブ